

## [別紙1]保安上危険に関して参考となる基準

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態(特定空家等)」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態(管理不全空家等)」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

### 1. 建築物等の倒壊

以下に掲げる状態の例であって建築物等の倒壊につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

#### (1) 建築物

(特定空家等)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落若しくは脱落
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材(基礎、柱、はりその他の構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ

(管理不全空家等)

- ・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落
- ・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
- ・雨水浸入の痕跡

(備考)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜は、1/20 超が目安となる。
- ・傾斜を判断する際は、2階以上の階のみが傾斜している場合も、同様に扱うことが考えられる。
- ・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落は、過去に大きな水平力等が加わり、構造部材に破損等が生じている可能性が高い事象である。

#### (2) 門、塀、屋外階段等

(特定空家等)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい門、塀、屋外階段等の傾斜
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ

(管理不全空家等)

- ・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等

### (3) 立木

(特定空家等)

- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜
- ・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽

(管理不全空家等)

- ・立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態

(備考)

- ・立木の傾斜及び腐朽に関しては、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)参考資料」(平成29年9月国土交通省)における樹木の点検の考え方や手法等が参考にできる。以下3.(3)及び4.(2)において同様とする。

## 2. 擁壁の崩壊

以下に掲げる状態の例であって擁壁の崩壊につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特定空家等)

- ・擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出
- ・崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状

(管理不全空家等)

- ・擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のしみ出し又は変状
- ・擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態

(備考)

- ・擁壁の種類に応じて、それぞれの基礎点(環境条件・障害状況)と変状点の組合せ(合計点)により、擁壁の劣化の背景となる環境条件を十分に把握した上で、危険度を総合的に評価する。この場合、「宅地擁壁の健全度判定・予防保全対策マニュアル」(令和4年4月国土交通省)が参考にできる。

## 3. 部材等の落下

以下に掲げる状態の例であって部材等の落下につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

### (1) 外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等

(特定空家等)

- ・外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等

(管理不全空家等)

- ・外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等

(備考)

- ・既に外装材等の剥落又は脱落がある場合は、他の部分の外装材等の落下が生じる可能性が高いと考えることができる。ただし、上部の外装材等の落下が生じるかの判断が必要になる。

## (2) 軒、バルコニーその他の突出物

(特定空家等)

- ・軒、バルコニーその他の突出物の脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾き又はこれらの支持部分の破損、腐朽等

(管理不全空家等)

- ・軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等(備考)
- ・既に軒等の脱落がある場合は、他の部分の軒等の落下が生じる可能性が高いと考えることができる。

## (3) 立木の枝

(特定空家等)

- ・立木の太枝の脱落
- ・落下のおそれがあるほどの著しい立木の上部の太枝の折れ又は腐朽(管理不全空家等)
- ・立木の太枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態

(備考)

- ・既に立木の太枝の脱落がある場合は、他の上部の太枝の落下が生じる可能性が高いと考えることができる。

## 4. 部材等の飛散

以下に掲げる状態の例であって部材等の飛散につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

### (1) 屋根ふき材、外装材、看板等

(特定空家等)

- ・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落
- ・飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等

(管理不全空家等)

- ・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等

(備考)

- ・既に屋根ふき材等の剥落又は脱落がある場合は、他の部分の屋根ふき材等の飛散が生じる可能性が高いと考えることができる。

## (2) 立木の枝

(特定空家等)

- ・立木の大枝の飛散
- ・飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は腐朽

(管理不全空家等)

- ・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態

(備考)

- ・既に立木の大枝の飛散がある場合は、他の部分の大枝の飛散が生じる可能性が高いと考えることができる。

## 〔別紙2〕衛生上有害に関して参考となる基準

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態(特定空家等)」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態(管理不全空家等)」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

### 1. 石綿の飛散

以下に掲げる状態の例であって石綿の飛散につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特定空家等)

- ・石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等

(管理不全空家等)

- ・吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等

### 2. 健康被害の誘発

以下に掲げる状態の例であって健康被害の誘発につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

#### (1) 汚水等

(特定空家等)

- ・排水設備(浄化槽を含む。以下同じ。)からの汚水等の流出
- ・汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等

(管理不全空家等)

- ・排水設備の破損等

#### (2) 害虫等

(特定空家等)

- ・敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生
- ・著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等

(管理不全空家等)

- ・清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態

### (3) 動物の糞尿等

(特定空家等)

- ・敷地等の著しい量の動物の糞尿等・著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常態的な敷地等への動物の棲みつき

(管理不全空家等)

- ・駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつきが敷地等に認められる状態

### 〔別紙3〕景観悪化に関して参考となる基準

「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態（特定空家等）」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態（管理不全空家等）」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

以下に掲げる状態の例であって景観悪化につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

#### （特定空家等）

- ・屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損
- ・著しく散乱し、又は山積した敷地等のごみ等

#### （管理不全空家等）

- ・補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態
- ・清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が敷地等に認められる状態

#### （備考）

- ・景観法に基づく景観計画、同法に基づく景観地区における都市計画等において、上記の状態に係る建築物の形態意匠に係る制限等が定められている場合は、上記の状態に該当することの判断を積極的に行うことが考えられる。

## 〔別紙4〕周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準

「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態（特定空家等）」又は「そのまま放置すれば当該状態の特定空家等に該当することとなるおそれのある状態（管理不全空家等）」であるか否かの判断に際しては、以下に掲げる放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、以下に掲げる放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

### 1. 汚水等による悪臭の発生

以下に掲げる状態の例であって汚水等による悪臭の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

（特定空家等）

- ・排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）の汚水等による悪臭の発生
- ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等
- ・敷地等の動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の発生
- ・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等

（管理不全空家等）

- ・排水設備の破損等又は封水切れ
- ・駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき又は多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態

### 2. 不法侵入の発生

以下に掲げる状態の例であって不法侵入の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

（特定空家等）

- ・不法侵入の形跡
- ・不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等

（管理不全空家等）

- ・開口部等の破損等

### 3. 落雪による通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって落雪による通行障害等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

（特定空家等）

- ・頻繁な落雪の形跡

- ・落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪又は雪庇

- ・落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等

(管理不全空家等)

- ・通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態

- ・雪止めの破損等

(備考)

- ・豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項に基づく豪雪地帯又は同条第2項に基づく特別豪雪地帯の指定等当該地域における通常の積雪の程度等を踏まえて、上記状態に該当することの判断を適切に行うことが考えられる。

#### 4. 立木等による破損・通行障害等の発生

以下に掲げる状態の例であって立木等による破損・通行障害等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特定空家等)

- ・周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し

(管理不全空家等)

- ・立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態

#### 5. 動物等による騒音の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等による騒音の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

(特定空家等)

- ・著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等

(管理不全空家等)

- ・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態

#### 6. 動物等の侵入等の発生

以下に掲げる状態の例であって動物等の侵入等の発生につながるものを対象として、特定空家等又は管理不全空家等であることを総合的に判断する。

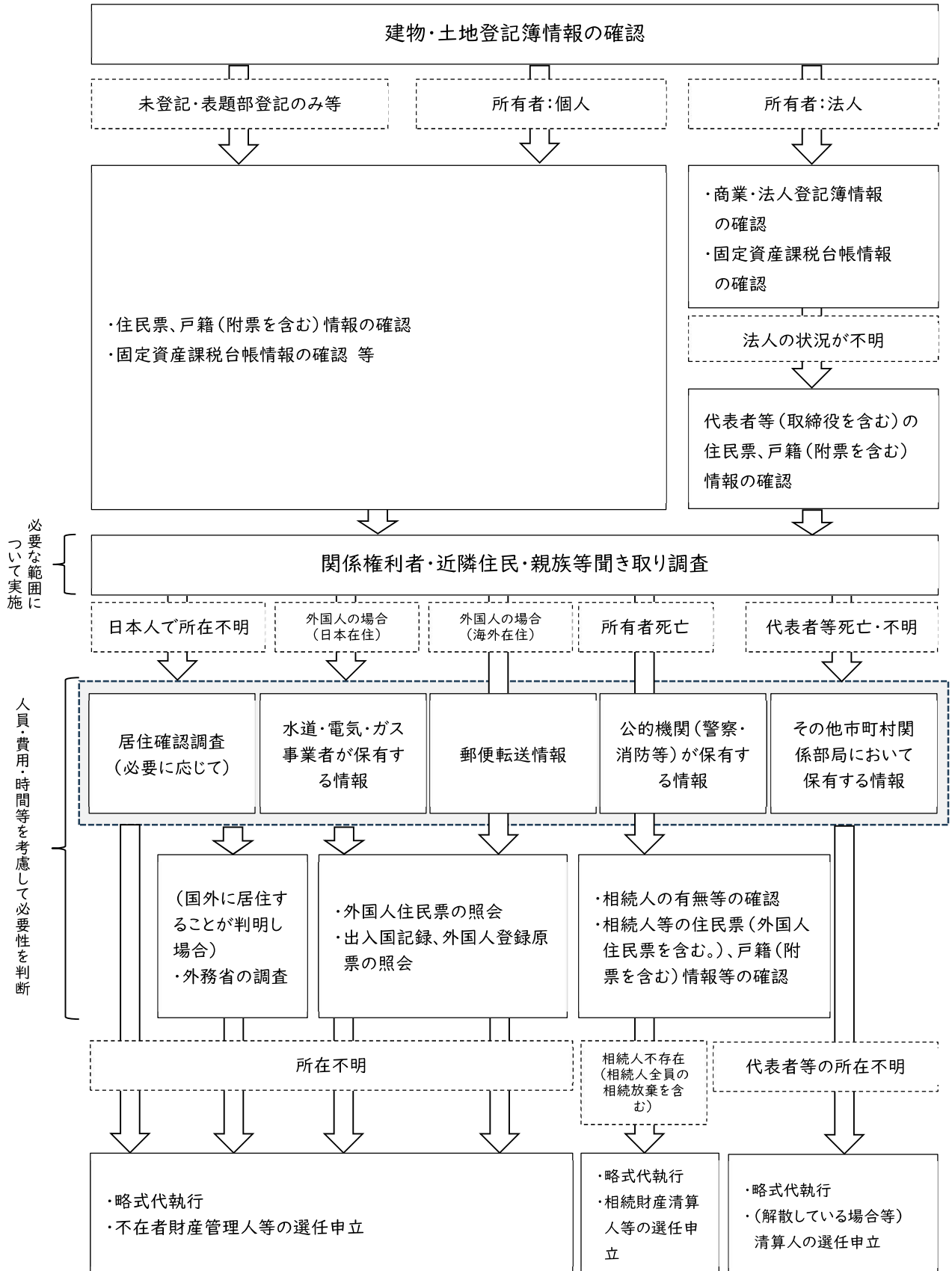
(特定空家等)

- ・周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき

(管理不全空家等)

- ・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態

【別紙5】所有者等の特定に係る調査手順の例



[参考様式1-1:第9条第2項報告徴収書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

### 空家等に係る事項に関する報告徴収書

貴殿の所有する下記空家等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

#### 記

1. 対象となる空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号  
用途 住宅  
所有者の住所及び氏名  
○○市○○町○丁目○番地○号○○○○○

2. 報告を求める内容

(どのような報告を求めるのか、具体的に記載)  
(所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類等の添付書類を求める場合は、その旨を明記する。)

3. 報告の提出先

○○市長 ○○ ○○  
(担当:○○部○○課)  
○○市△△町△丁目△番地△号  
連絡先:○○○○-○○-○○○○  
※様式1-2の報告書をもって、書面で提出すること。

4. 報告徴収の責任者

○○市○○部○○課長 ○○ ○○  
連絡先:○○○○-○○-○○○○

5. 報告の期限

○年○月○日

- ・ 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- ・ 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に○○市長に対し審査請求を

することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

[参考様式1-2：第9条第2項 報告書]

○年○月○日

○○市長

○○ ○○ 殿

(担当 ○○部○○課)

○○市○○町○丁目○番地○号

○○ ○○

### 空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第9条第2項に基づき、○年○月○日○○第○○号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1. 対象となる空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号

用途 住宅

所有者の住所及び氏名

○○市○○町○丁目○番地○号 ○○ ○○

##### 2. 報告事項

(何をいつまでにどのようにするのか、具体的に記載)

(特定空家等の状態を改善するために講じた措置がある場合には、措置の内容を具体的に記載)

##### 3. 添付書類

(所有者の意向が確認できる書類や、措置を講じたことが分かる書類)

・上記2及び3について、虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。

[参考様式2：第9条第4項 立入調査員証]

(表面)

		〇〇第〇〇号
立入調査員証		
所 属		刻印  (写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日発行( 年 月 日まで有効)		
		〇〇市長 〇〇 〇〇 印

(裏面)

**空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)**  
**(抜粋)第9条(略)**

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意  
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

[参考様式3 : 第13条第2項 勧告書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

### 勧告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講ずるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

### 記

#### 1. 対象となる管理不全空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号  
用途 住宅  
所有者の住所及び氏名  
○○市○○町○丁目○番地○号○○○○

#### 2. 勧告に係る措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

#### 3. 勧告に至った事由

(管理不全空家等がどのような状態にあって、当該状態を放置することで

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- のいずれに該当する可能性があるか具体的に記載)

#### 4. 勧告の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○

連絡先:○○○○-○○-○○○○

- ・ 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- ・ 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第2条に基づき、必要な措置をとることになります。

[参考様式4：第22条第2項 勧告書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

### 勧告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講ずるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

### 記

#### 1. 対象となる特定空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号  
用途 住宅  
所有者の住所及び氏名  
○○市○○町○丁目○番地○号○○○○

#### 2. 勧告に係る措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)  
(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)  
(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。  
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

#### 3. 勧告に至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、当該状態が、  
①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態  
②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態  
③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態  
④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態  
のいずれに該当するか具体的に記載)

4. 勧告の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○  
連絡先:○○○○-○○-○○○○

5. 措置の期限 ○年○月○日

- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

- ・ 上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。

[参考様式5：第22条第4項 命令に係る事前の通知書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

### 命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、○年○月○日付け○○第○○号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命ずることとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第22条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、○市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

### 記

#### 1. 対象となる特定空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号

用途 住宅

所有者の住所及び氏名

○○市○○町○丁目○番地○号 ○○ ○○

#### 2. 命じようとする措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)※勧告書と同内容を記載

(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)

(例)対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

#### 3. 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

〇〇市〇〇部〇〇課長 宛

送付先: 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号

連絡先: 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

5. 意見書の提出期限 〇年〇月〇日

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

[参考様式6：第22条第3項 命令書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

## 命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、○年○月○日付け○○第○○号により、法第22条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命じます。

## 記

### 1. 対象となる特定空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号

用 途 住宅

所有者の住所及び氏名

○○市○○町○丁目○番地○号 ○○ ○○

### 2. 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)※命令に係る事前の通知書と同内容を記載(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)

(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

### 3. 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○

連絡先:○○○○○-○○-○○○○○

5. 措置の期限 ○年○月○日

・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。

・本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限まで

に完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手續に移行することがあります。

- ・災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手續に移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

[参考様式7：第22条第13項 標識]

## 標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第22条第3項の規定に基づき措置をとることを、○年○月○日付け○○第○○号により、命ぜられています。

## 記

### 1. 対象となる特定空家等

所在地 ○○市××町×丁目×番地×号  
用 途 住宅

### 2. 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)

(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

### 3. 命ずるに至った事由

(特定空家等がどのような状態にあって、どのような悪影響をもたらしているか、具体的に記載)

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長○○○○○  
連絡先:○○○○○-○○-○○○○○

5. 措置の期限 ○年○月○日

[参考様式8：第22条第9項の規定に基づく行政代執行 戒告書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

## 戒 告 書

貴殿に対し○年○月○日付け○○第○○号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を○年○月○日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

## 記

### 1. 特定空家等

- (1)所在地 ○○市××町×丁目×番地×号
- (2)用 途 住宅
- (3)構 造 木造2階建
- (4)規 模 建築面積約60㎡  
延べ床面積約100㎡
- (5)所有者の住所及び氏名  
○○市○○町○丁目○番地○号○○○○○

### 2. 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)※命令書と同内容を記載

(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)

(例) 対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。

特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。

- ・ 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規

定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

[参考様式9：第22条第9項の規定に基づく行政代執行 代執行令書]

○年○月○日  
○○第○○号

○○市○○町○丁目○番地○号  
○○ ○○ 殿

○○市長  
○○ ○○ 印  
(担当 ○○部○○課)

## 代執行令書

○年○月○日付け○○第○○号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記措置を○年○月○日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第22条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

## 記

- 年○月○日付け○○第○○号により戒告した措置の内容  
(何をどのようにするのか、具体的に記載)※戒告書と同内容を記載  
(特定空家等の全部の除却である場合は動産等に対する取扱いについても明記することが望ましい。)  
(例)対象となる特定空家等の内部又はその敷地に残置されている動産等を措置の期限までに運び出し、適切に処分等すること。  
特定空家等の除却により発生する動産等を措置の期限までに関係法令に従って適切に処理すること。
- 代執行の対象となる特定空家等  
○○市××町×丁目×番地×号  
住宅(附属する門、塀を含む)約100㎡
- 代執行の時期  
○年○月○日から○年○月○日まで
- 執行責任者  
○○市○○部○○課長○○○○
- 代執行に要する費用の概算見積額  
約○,○○○,○○○円

- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇市長に対し審査請求をすることができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)
- ・ また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、〇〇市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます(ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

※措置の内容(除却、修繕、立木竹の伐採等)に応じて記載

[参考様式 10 : 第 22 条第9項の規定に基づく行政代執行 執行責任者証]

(表面)

執行責任者証		〇〇第〇〇号
〇〇部〇〇課長 〇〇〇〇		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。		
〇年〇月〇日		
〇〇市長		
	〇〇〇〇	印
記		
1. 代執行をなすべき事項		
代執行令書 (〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号) 記載の〇〇市		
××町×丁目×番地×号の建築物の除却		
2. 代執行をなすべき時期		
〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの間		

(裏面)

**空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)(抜粋)**  
**第 22 条 (以上略)**

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10~17 (略)

**行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)(抜粋)**  
**第4条**

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

**【参考資料3】**

「管理不全空家等・特定空家等」に  
関する判断基準

	放置した場合の悪影響	特定空家等	管理不全空家等	
1. 保安上危険となる参考となる基準	(1) 建築物等の倒壊	① 建築物	・倒壊のおそれがあるほどの著しい建築物の傾斜 ・倒壊のおそれがあるほどの著しい屋根全体の変形又は外装材の剥落若しくは脱落 ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ	・屋根の変形又は外装材の剥落若しくは脱落 ・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等 ・雨水浸入の痕跡
		② 門扉、塀、屋外階段等	・倒壊のおそれがあるほどの著しい門扉、塀、屋外階段等の傾斜 ・倒壊のおそれがあるほどの著しい構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等又は構造部材同士のずれ	・構造部材の破損、腐朽、蟻害、腐食等
		③ 立木	・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の傾斜 ・倒壊のおそれがあるほどの著しい立木の幹の腐朽	・立木の伐採、補強等がなされておらず、腐朽が認められる状態
	(2) 擁壁の崩壊	・擁壁の一部の崩壊又は著しい土砂の流出 ・崩壊のおそれがあるほどの著しい擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のみ出し又は変状	・擁壁のひび割れ等の部材の劣化、水のみ出し又は変状 ・擁壁の水抜き穴の清掃等がなされておらず、排水不良が認められる状態	
	(3) 部材等の落下	① 外装材、屋根ふき材、手すり材、看板等	・外装材、屋根ふき材、手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の剥落又は脱落 ・落下のおそれがあるほどの著しい外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	・外壁上部の外装材、屋根ふき材若しくは上部に存する手すり材、看板、雨樋、給湯設備、屋上水槽等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		② 軒、バルコニーその他の突出物	・軒、バルコニーその他の突出物の脱落 ・落下のおそれがあるほどの著しい軒、バルコニーその他の突出物の傾き又はこれらの支持部分の破損、腐朽等	・軒、バルコニーその他の突出物の支持部分の破損、腐朽等
		③ 立木の枝	・立木の大枝の脱落 ・落下のおそれがあるほどの著しい立木の上部の大枝の折れ又は腐朽	・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	(4) 部材等の飛散	① 屋根ふき材、外装材、看板等	・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の剥落又は脱落 ・飛散のおそれがあるほどの著しい屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等	・屋根ふき材、外装材、看板、雨樋等の破損又はこれらの支持部材の破損、腐食等
		② 立木の枝	・立木の大枝の飛散 ・飛散のおそれがあるほどの著しい立木の大枝の折れ又は腐朽	・立木の大枝の剪定、補強がなされておらず、折れ又は腐朽が認められる状態
	2. 衛生上の危険となる参考となる基準	(1) 石綿の飛散	・石綿の飛散の可能性が高い吹付け石綿の露出又は石綿使用部材の破損等	・吹付け石綿の周囲の外装材又は石綿使用部材の破損等
(2) 健康被害の誘発		① 汚水等	・排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）からの汚水等の流出 ・汚水等の流出のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等	・排水設備の破損等
		② 害虫等	・敷地等からの著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生 ・著しく多数の蚊、ねずみ等の害虫等の発生のおそれがあるほどの敷地等の常態的な水たまり、多量の腐敗したごみ等	・清掃等がなされておらず、常態的な水たまりや多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態
		③ 動物の糞尿	・敷地等の著しい量の動物の糞尿等 ・著しい量の糞尿等のおそれがあるほど常態的な敷地等への動物の棲みつき	・駆除等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき等が敷地等に認められる状態

	放置した場合の悪影響	特定空家等	管理不全空家等
3. 景観悪化 に関して参考 となる基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根ふき材、外装材、看板等の著しい色褪せ、破損又は汚損</li> <li>・著しく散乱し、又は山積した敷地等のごみ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補修等がなされておらず、屋根ふき材、外装材、看板等の色褪せ、破損又は汚損が認められる状態</li> <li>・清掃等がなされておらず、散乱し、又は山積したごみ等が敷地等に認められる状態</li> </ul>
4. 周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準	(1) 汚水等による悪臭の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備（浄化槽を含む。以下同じ。）の汚水等による悪臭の発生</li> <li>・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい排水設備の破損等</li> <li>・敷地等の動物の糞尿等又は腐敗したごみ等による悪臭の発生</li> <li>・悪臭の発生のおそれがあるほどの著しい敷地等の動物の糞尿等又は多量の腐敗したごみ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備の破損等又は封水切れ</li> <li>・駆除、清掃等がなされておらず、常態的な動物の棲みつき又は多量の腐敗したごみ等が敷地等に認められる状態</li> </ul>
	(2) 不法侵入の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不法侵入の形跡</li> <li>・不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部等の破損等</li> </ul>
	(3) 落雪による通行障害等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頻繁な落雪の形跡</li> <li>・落下した場合に歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい屋根等の堆雪又は雪庇</li> <li>・落雪のおそれがあるほどの著しい雪止めの破損等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の雪下ろしがなされていないことが認められる状態</li> <li>・雪止めの破損等</li> </ul>
	(4) 立木等による破損・通行障害等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の建築物の破損又は歩行者等の通行の妨げ等のおそれがあるほどの著しい立木の枝等のはみ出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立木の枝の剪定等がなされておらず、立木の枝等のはみ出しが認められる状態</li> </ul>
	(5) 動物等による騒音の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい頻度又は音量の鳴き声を発生する動物の敷地等への棲みつき等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつき等が敷地等に認められる状態</li> </ul>
	(6) 動物等の侵入の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺への侵入等が認められる動物等の敷地等への棲みつき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駆除等がなされておらず、常態的な動物等の棲みつきが敷地等に認められる状態</li> </ul>

**【参考資料4】**

板柳町空家等及び空地の  
適正管理に関する条例

## ■板柳町空家等及び空地の適正管理に関する条例

令和七年六月十一日  
板柳町条例第一号

### (目的)

第一条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号。以下「法」という。)に定めるもののほか、町、所有者等及び町民等の責務等並びに空家等及び空地の適正な管理及び特定空家等の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 空家等 法第二条第一項に規定する空家等であつて、町の区域内に存するものをいう。
- 二 空地 町の区域内に存する土地(原則として農林業用地を除く。)であつて、常態として人が使用していないもの又はこれに類する状態にあるものをいう。
- 三 特定空家等 法第二条第二項に規定する特定空家等であつて、町の区域内に存するものをいう。
- 四 管理不全空家等 法第十三条第一項に規定する管理不全空家等であつて、町の区域内に存するものをいう。
- 五 所有者等 空家等又は空地を所有し、又は管理する者をいう。
- 六 町民等 町内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び町内に所在する法人その他の団体をいう。

### (所有者等の責務)

第三条 所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等又は空地を適切に管理するとともに、国又は地方公共団体が実施する空家等又は空地の施策に協力しなければならない。

### (町の責務)

第四条 町は、第一条の目的を達成するため、空家等又は空地の適正な管理の促進のために必要な施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 町は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 町は、所有者等が行う空家等又は空地の適正な管理について必要な支援を行うものとする。

### (町民等の役割)

第五条 町民等は、町が実施する空家等又は空地の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 町民等は、適正な管理が行われていない空家等又は空地を発見したときは、その情報を町に提供するよう努めるものとする。

### (立入調査)

第六条 町長は、法第九条第一項及び第二項に規定する調査のほか、この条例の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、当該空家等又は当該空地に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせること(以下「立入調査」という。)ができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等に対する措置)

- 第七条 町長が特定空家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及び代執行については、法第二十二条に定めるところによる。
- 2 町長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、第十条に規定する板柳町空家等対策協議会に意見を聴くことができる。

(管理不全空家等に対する措置)

- 第八条 町長が管理不全空家等の所有者等に対し行う指導及び勧告については、法第十三条に定めるところによる。
- 2 町長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、第十条に規定する板柳町空家等対策協議会に意見を聴くことができる。

(緊急安全措置)

- 第九条 町長は、空家等又は空地が管理不全な状態等にあり、かつ、これを放置することにより人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要な最小限度の措置(以下「緊急安全措置」という。)を自ら講ずることができる。
- 2 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空家等又は当該空地の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確認することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。
  - 3 町長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を所有者等から徴収することができる。
  - 4 町長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を次条に規定する板柳町空家等対策協議会に報告するものとする。

(空家等対策協議会)

- 第十条 法第八条第一項の規定に基づき、空家等対策計画の策定及び変更並びに実施に関する事項その他空家等又は空地の対策に関し必要な事項を協議するため、板柳町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。
- 2 委員は、十人以内をもって組織し、当該委員は、町長のほか、学識経験者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関等との連携)

- 第十一条 町長は、空家等又は空地の適正な管理に関し必要があると認めるときは、町の区域を管轄する警察その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)に対し、協力を要請することができる。この場合において、町長は、関係機関等に対し、必要な情報を提供することができる。

(委任)

- 第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年十二月十七日条例第八号）

この条例は、公布の日から施行する。

**【参考資料5】**

板柳町空家等及び空地の  
適正管理に関する条例施行規則

## ■板柳町空家等及び空地の適正管理に関する条例施行規則

令和七年六月三十日  
板柳町規則第四号

### (趣旨)

第一条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十七号。以下「法」という。)並びに板柳町空家等及び空地の適正管理に関する条例(令和七年板柳町条例第一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

### (報告及び立入調査)

第三条 法第九条第二項の規定により空家等の所有者等に空家等に関する事項を報告させる場合には、空家等に係る事項に関する報告徴収書(様式第一号)により行うものとする。

2 前項の規定による報告は、空家等に係る事項に関する報告書(様式第二号)により行うものとする。

3 法第九条第三項の規定による通知は、空家等の立入調査実施通知書(様式第三号)により行うものとする。

4 法第九条第四項及び条例第六条第二項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第四号)とする。

### (管理不全空家等の通知及び措置)

第四条 町長は、空家等が管理不全空家等であると認めるときは、管理不全空家等該当通知書(様式第五号)により当該管理不全空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、町に過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、町長は、当該管理不全空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより管理不全空家等の状態が改善され、管理不全空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、管理不全空家等状態改善通知書(様式第六号)により当該所有者等に対し通知するものとする。

3 法第十三条第一項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書(様式第七号)により行うものとする。

4 法第十三条第二項の規定による勧告は、管理不全空家等に関する勧告書(様式第八号)により行うものとする。

### (特定空家等の通知)

第五条 町長は、空家等が特定空家等であると認めるときは、特定空家等該当通知書(様式第九号)により当該特定空家等の所有者等に対し通知するものとする。ただし、過失がなく当該所有者等を確知することができないときは、この限りでない。

2 前項の規定による通知を行った場合において、町長は、当該特定空家等の所有者等が必要な措置を講じたことにより特定空家等の状態が改善され、特定空家等でないと認めるときは、遅滞なくその旨を、特定空家等状態改善通知書(様式第十号)により当該所有者等に

対し通知するものとする。

(助言又は指導)

第六条 法第二十二条第一項の規定による助言又は指導は、空家等の適切な管理に関する指導書(様式第十一号)により行うものとする。ただし、助言は口頭でも行うことができる。

(勧告)

第七条 法第二十二条第二項の規定による勧告は、空家等の適切な管理に関する勧告書(様式第十二号)により行うものとする。

(命令)

第八条 法第二十二条第三項の規定による措置の命令は、特定空家等の適切な管理に関する命令書(様式第十三号)により行うものとする。

2 法第二十二条第四項の規定による措置の命令の事前通知は、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知書(様式第十四号)により行うものとする。

3 法第二十二条第四項の規定による措置の命令の事前通知に係る意見書の提出は、特定空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見書(様式第十五号)により行うものとする。

4 法第二十二条第五項の規定による意見の聴取の請求は、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取請求書(様式第十六号)により行うものとする。

5 法第二十二条第七項の規定による意見の聴取の通知は、空家等の適切な管理に関する命令に係る事前の通知に対する意見聴取実施通知書(様式第十七号)により行うものとする。

(標識)

第九条 法第二十二条第十三項の規定による標識は、標識(様式第十八号)とする。

(代執行)

第十条 法第二十二条第九項の規定による行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)に基づく行政代執行(以下「代執行」という。)に係る同法第三条第一項の規定による戒告は、空家等の適切な管理に関する戒告書(様式第十九号)により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第三条第二項の規定による通知は、空家等の適切な管理に関する代執行令書(様式第二十号)により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第四条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票は、執行責任者証(様式第二十一号)とする。

4 代執行に係る行政代執行法第五条の規定による費用の納付の命令は、代執行費用納付命令書(様式第二十二号)により行うものとする。

(略式代執行等)

第十一条 前条第三項の規定は、法第二十二条第十項及び第十一項に規定する処分について準用する。

2 法第二十二条第十項の規定による公告は、町の掲示場への掲示、町のウェブサイトへの掲載その他町長が必要と認める方法により行うものとする。

(緊急安全措置)

第十二条 条例第九条第一項に規定する最小限度の措置は、危害又は悪影響を防止するために行う次の各号に掲げる措置とする。

- 一 シートで覆うこと。
- 二 剥離し、又はそのおそれがあるトタン等を除去すること。
- 三 開口部を閉鎖すること。
- 四 道路等へはみ出した樹木の枝葉等を除去すること。
- 五 病虫害を駆除すること。
- 六 倒壊し、又はそのおそれがある工作物を除去すること。
- 七 その他町長が必要と認める措置

2 条例第九条第二項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書(様式第二十三号)により行うものとする。

3 条例第九条第三項の規定により費用を徴収するときは、緊急安全措置費用請求書(様式第二十四号)により当該特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に請求するものとする。

(空家等対策協議会の会長)

第十三条 条例第十条に規定する板柳町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)に会長を置く。

2 会長は町長をもって充てる。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第十四条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(協議会の庶務)

第十五条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和七年十二月十七日規則第十二号)

この規則は、公布の日から施行する。

(様式 略)